

所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

当施設では厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

◇ 所定疾患施設療養費について ◇

①所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎

②算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。（同一の入所者について一か月に一回、連続 10 日間を限度として算定）

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

⑤当該加算開始後は治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和 6 年度 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
人数	4	6	3	6	2	5	7	3	3	6	3	7
日数	38	32	23	40	19	45	57	21	27	48	25	45

介護老人保健施設 赤岩荘